

「食育ネットとうほく」規約

(名称)

第1条 本会は、食育ネットとうほくと称する。

(目的)

第2条 食育に係る様々な関係者が参加するネットワークを構築することにより、会員相互の主体的かつ多様な連携・協働を図り、もって東北地域の食育の推進に資することを目的とする。

(活動)

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 食育に関する情報の収集及び発信
- (2) 食育に関する会員相互の情報交換
- (3) 会員が行う食育に関する活動に対する支援
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な活動

(会員)

第4条 本会の会員は、東北地域で食育に取り組んでいる又は食育に取り組もうとしている個人又は学校、企業その他の団体であって、本会の目的に賛同する者とする。

(入会)

第5条 会員として入会しようとする者は、事務局が別に定める入会申込書を事務局に提出し、事務局の承認を得なければならない。

(会費)

第6条 会費は徴収しない。

(退会)

第7条 会員は、事務局に退会の申し出を行うことにより、任意にいつでも本会を退会することができる。

(除名)

第8条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、事務局は当該会員を除名することができる。

- (1) 本会の規約に反したとき
 - (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき
- 2 前項により除名したときは、事務局はその会員に対し、通知するものとする。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 除名されたとき
- (3) 死亡し、又は会員である団体が解散したとき

(事務局)

第10条 本会の事務局は、東北農政局消費・安全部消費生活課内に置く。

附則

この規約は、令和元年10月30日より施行する。